

藤岡市農業委員会
令和2年11月
定例会議事録

令和2年11月5日招集

令和2年藤岡市農業委員会第11回定例会議事録

令和2年11月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和2年藤岡市農業委員会第11回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第63号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第67号 農用地利用配分計画（案）について

報告第21号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第22号 農地法関係出願等について

[出席委員]（14名）

1 番 秋山 幸夫	2 番 宮澤 一夫	3 番 清水 文江	4 番 浦部 隆
5 番 浅見 健司	6 番 折茂 新一	7 番 黒澤 義雄	8 番 関根 隆雄
9 番 折茂 高弘	10 番 金澤 貞夫	11 番 岩下 次夫	12 番 茂木 由子
13 番 山口 暁	14 番 福田 俊太郎		

[欠席委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

事務局 長	秋山 弘和	事務局 次長	高田 克巳
次長補佐兼係長	岸 憲彦	主 任	牧 眸美
主 事	松本 峻		

（開 会 13時47分）

事務局次長 ただ今より令和2年第11回定例会を進行させていただきます。
本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。

また下審査につきましても、東庁舎3階大会議室を用意しておりますので、1班の委員さんにつきましては、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和2年第11回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。10番金澤委員、11番岩下委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第63号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第63号整理番号1番から4番について、事務局の説明が終わりましたが、初めに整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第63号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第63号整理番号1番については申請のとおり決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第63号整理番号2番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第63号整理番号2番については申請のとおり決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第63号整理番号3番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 63 号整理番号 3 番については申請のとおり決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 63 号整理番号 4 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でございますので、議案第 63 号整理番号 4 番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(14 時 00 分 休憩)

(14 時 54 分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、篠塚の S さんが、農業経営の安定を図るため、篠塚の農地 1 筆、421 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 64 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 64 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 64 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 6 番の 6 件です。

整理番号 1 番は、市外の法人が、立石の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,334 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の法人が、森新田の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 689 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、藤岡の W さんが、中の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 296 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市内の法人が、上栗須の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 551.66 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、浄法寺の K さんが、浄法寺の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 34.78 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の Y さんが、浄法寺の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 465 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 65 号整理番号 1 番から 6 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 1

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、議案第 65 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 65 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 7 番から 11 番の 5 件です。

整理番号 7 番は、藤岡市長が、藤岡の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 615 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、保留とし 1 班・2 班による全体審査にて判断することで意見決定しました。

整理番号 8 番は、市内の法人が、小林の農地を賃貸で借り受け、運動広場用地として転用するもので、面積は 1,069 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、市外の法人が、上大塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 817 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、中大塚の O さんが、上落合の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 516 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 345 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 65 号整理番号 7 番から 11 番について 2 班の班長さんより報告がありました。ここで休憩いたします。

(15 時 05 分 休憩)

(15 時 46 分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。初めに整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 11 番は許可と決定します。続きまして、議案第 66 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 66 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 66 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 66 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 67 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 67 号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに 1 番から 5 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。
(関係委員退席)

議長 それでは、何かご意見がありましたら願います。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 67 号農用地利用配分計画(案)1 番から 5 番について、採決します。特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員ですので異議なしと認め、議案第 67 号農用地利用配分計画(案)1 番から 5 番については、そのように決定します。
(関係委員着席)

議長 次に 6 番から 10 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 67 号農用地利用配分計画(案)6 番から 10 番について、採決します。特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので異議なしと認め、議案第 67 号農用地利用配分計画(案)6 番から 10 番については、そのように決定します。続きまして、報告第 21 号・22 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、報告第 21 号・22 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 11 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時55分)